

ふれあい教室の開催

市では65歳以上で介護認定非該当者や未申請の方を対象に、寝たきりや認知症（痴呆）を招くおそれのある「閉じこもり」を予防するため「ふれあい教室」を開催いたします。関心のある方はぜひご参加ください。

●開催日 月2回火曜日 5月24日(火)、6月14日(火)、6月28日(火)、7月12日(火)、7月26日(火)、8月9日(火)
8月23日(火)・9月13日(火)・9月27日(火)・10月11日(火)・10月25日(火)・11月8日(火)
11月22日(火)・12月6日(火)・12月20日(火)・1月10日(火)・1月24日(火)・2月14日(火)
2月28日(火)・3月13日(火)・3月27日(火)

●時 間 午前10時～正午

●場 所 木造老人福祉センター

●内 容 作業療法（手工芸や紙細工など）・健康体操・レクリエーション・健康講話など

●参加料 無料

【申し込み・問い合わせ先】介護課 地域包括支援センター 電話42-2111（内線242）



すずらんの会開催 ～自死遺族のつどい～

現在、お子さんやご主人を自死で亡くされた方が参加しています。この事実を忘れることはできないし、事実を受け入れていくしかない。また、家族同士でもタブーの話題だし、安心して話せるのはここだけ。1人で抱え込まず、安心してご参加ください。お待ちしております。

<参加者の声>

始めは「何を話すの？誰が参加しているの？」と不安でしたが、参加してみて、悲しみに辛くなることもありましたが、回を重ねるに連れ、安心してお互いの悲しみを分かり合えるようになり、笑顔があふれるようになりました。

●年間の日程 5月23日（月）、7月25日（月）、9月12日（月）、11月21日（月）、1月23日（月）、3月19日（月）

●時 間 午後2時～4時

●場 所 木造ふれあいプラザ（JR木造駅左隣の三角屋根）

●申 し 込 み 事前に精神保健担当保健師を指名して申し込んでください。

☆すずらんの会とは別に、精神保健担当の保健師が自死ご遺族のお話を聞かせていただいております。訪問や電話で誰にも話せない胸の内をお聞かせください。

【問い合わせ・申し込み先】健康推進課 電話 42-2111（内線306）



児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当等 手当額が変わります

平成22年度全国消費者物価指数の実績値が対前年比で、0.7%の下落となったため、平成23年4月の支給分から次の手当額が改定となりました。

手 当		改定金額（改訂前→改定後）
児童扶養手当 (0.4%引き下げ)	全部支給(月額)	41,720円 → 41,550円
	一部支給(月額)	9,850円～41,710円 → 9,810円～41,540円
特別児童扶養手当	1級	50,750円 → 50,550円
	2級	33,800円 → 33,670円
特 別 障 害 者 手 当		26,440円 → 26,340円
障 害 者 福 祉 手 当		14,380円 → 14,330円
福 祉 手 当		14,380円 → 14,330円

【問い合わせ先】福祉課 児童福祉係（内線233・245）
障害福祉係（内線241）

収納課からのお知らせ

市税等は納期限内に納めましょう

5月
は

「軽自動車税」全期
「固定資産税」第1期
「住宅使用料」
「公共下水道使用料」
「農業集落排水処理施設使用料」
「公共下水道受益者負担金」第1期
の納期限となっています。

すまいるプラザ日曜納付相談

期日：5月22日(日)

時間：10:00～19:00（受付は18:30まで）

場所：つがる市出張所（イオンモールつがる柏内）

【問い合わせ先】

収納課 電話42-2111（内線221）

国民健康保険税の軽減制度

倒産や解雇による失業者の保険税減額申請について

勤め先の倒産や一方的な解雇を理由に失業し、以下の条件にあてはまる方は、国民健康保険税の課税対象となる前年の給与所得金額が7割減額されますので申請手続きを行ってください。減額期間は離職日の翌日から翌年度末までで、対象となるのは、①平成21年3月31日以降に失業した満65歳未満の方及び②雇用保険受給資格者証の離職理由コードが11,12,21,22,23,31,32,33,34のいずれかに該当する方で、申請には ①印鑑、②雇用保険受給資格者証を持参し、国民健康保険課にお越しください。

当初より該当させるには6月6日まで申請してください。それ以後は毎月行う変更等での処理となります。

保険税の軽減について

下の表に当てはまる世帯は保険税の均等割額と平等割額が軽減されます。軽減は7割、5割、2割の三段階で、世帯の国保加入者数と前年の所得により判定し、軽減に該当する場合はあらかじめ軽減後の税額が納税通知書に記載されています。このほか、国保から後期高齢者医療へ移行した方がいる国保単身世帯では平等割額が半額になります。

なお、前年の収入を申告していない世帯は軽減を受けられませんので、必ず申告を行ってください。

軽減判定所得 （基礎控除や扶養控除などの所得控除前の所得。専従者控除や譲渡特別控除も除く）

世帯主及び加入者の所得の合計が

330,000円以下	→ 7割軽減
世帯主を除く加入者数×245,000円+330,000円 以下	→ 5割軽減
世帯主を含む加入者数×350,000円+330,000円 以下	→ 2割軽減

	世帯の国保加入者数（世帯主を含む人数）						軽減割合
	1人	2人	3人	4人	5人	備考	
軽減判定所得金額（上限）	330,000円	330,000円	330,000円	330,000円	330,000円	人数に関わらず330,000円	7割軽減
	—	575,000円	820,000円	1,065,000円	1,310,000円	1人増につき245,000円増	5割軽減
	680,000円	1,030,000円	1,380,000円	1,730,000円	2,080,000円	1人増につき350,000円増	2割軽減

【問い合わせ先】 国民健康保険課 電話42-2111（内線276・277）

国民健康保険課からのお知らせ

東日本大震災の被災地からつがる市の国民健康保険に移られる方

被災地市町村の転出届がなくても国民健康保険の資格認定の手続きができます。被保険者証（以下、保険証）のほか、高齢受給者証、限度額適用・標準負担額減額認定証などの手続きも同様です。

保険証がなくても病院で診てもらえます。

避難するときに保険証をなくしてしまった場合でも、全国の病院で診察や治療が受けられます。病院の窓口で、「名前」「生年月日」「住所」などをお伝えいただければ大丈夫です。地震の後に他の市町村に移った方も、同様に受診できます。

被災された方は診察代がかかりません。

災害救助法の適用市町村の方で、医療費の支払いが困難な方は、申し出ていただければ診察代がかかりません。

医療機関を受診されるときはその旨をお伝えしてください。

○被災地域や状況をお伺いします。

○当面、5月末日までの医療費が該当となっています。

○地震の後に他の市町村に移った方も、同様に診察代がかかりません。

詳しいことは、国民健康保険課にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

国民健康保険課 電話42-2111（内線273）

たくさんの善意 ありがとうございました

東日本大震災の救援物資の提供を呼び掛けたところ、市民の皆様から多数の善意が寄せられました。厚く御礼申し上げます。

東日本大震災救援物資の提供総数

（3月25日～4月10日）

品 名	数量	段ボール箱数
タ オ ル	15,233枚	115箱
バ ス タ オ ル	3,591枚	142箱
ボックスティッシュ	10,068個	199箱
計	28,892	456箱



岩手県内の被災地へ積み込みされる救援物資

【問い合わせ先】 総務課 電話42-2111（内線345）

市営住宅〈空家〉入居者募集

【公営住宅】

団地名	所在地	空家番号	構造	間取り・設備	家賃月額（円）	建築年度
浦船団地	木造若緑135-11	9-1号	簡易耐火2階建6連戸	3DK・汲み取り・給湯器と油タンク無し	14,300～21,300	S60
若宮団地	木造若宮43-1	2-10号	簡易耐火2階建10連戸	3K・下水道・給湯器と油タンク無し	10,200～15,300	S52
岩木団地	柏上古川房田152-1	36号	木造平屋建2連戸	2LDK・浄化槽・給湯器と油タンク有り	23,700～35,300	H7
岩木団地	柏上古川房田152-1	30号	木造平屋建2連戸	2LDK・浄化槽・給湯器と油タンク有り	23,700～35,300	H7
かしわ団地	柏桑野木田幾世24-8	23号	木造平屋1戸建	2LDK・下水道・給湯器と油タンク有り	24,800～37,000	H14
かしわ団地	柏桑野木田幾世24-4	69号	木造平屋1戸建	2LDK・下水道・給湯器と油タンク有り	25,200～37,600	H18
森田第2若緑団地	森田町上相野若緑50	30号	木造平屋1戸建	2LDK・浄化槽・給湯器と油タンク有り	24,700～36,800	H19
つきみの団地	森田月見野300-2	11号	木造平屋1戸建	2LDK・浄化槽・給湯器と油タンク無し	21,800～32,500	H13
屏風山2号団地	車力町屏風山528	3号	木造平屋建2連戸	2LDK・下水道・給湯器と油タンク有り	25,300～37,700	H17

【特定公共賃貸住宅】

団地名	所在地	空家番号	構造	間取り・設備	家賃月額（円）	建築年度
岩木団地	柏上古川房田152-1	38号	木造平屋建2連戸	2LDK・浄化槽・給湯器と油タンク有り	40,000～50,000	H11
かしわ団地	柏桑野木田幾世35-12	29号	木造平屋1戸建	2LDK・下水道・給湯器と油タンク有り	45,000～55,000	H18

募集期間	平成23年5月16日（月）～平成23年5月26日（木） ※入居可能予定日は6月下旬頃となります。
入居者資格	①現に同居し、又は同居しようとする親族がいること。 ②世帯の収入が政令で定める収入基準であること。 ③現に住宅に困窮していることが明らかな人であること。 ④市町村税を滞納していないこと。 ⑤入居希望者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。 ※特定公共賃貸住宅の場合は世帯の所得が月額15万8千円以上48万7千円以下であること。
必要書類	①入居希望申請書（市役所建築住宅課に備え付けてあります） ②平成22年度所得証明書及び平成22年分源泉徴収票 ③平成22年度以前の全税目の未納がないことの証明書 ④現在居住している方全員の住民票（婚約中の場合は相手方の住民票の抄本も添付） ⑤入居希望者又は同居予定者で障害者手帳の交付を受けている方はその写し ⑥印鑑 ※申込者によってその他の添付書類が必要となる場合があります。
選考方法	応募書類を審査のうえ、6月上旬に選考予定。
その他	・選考された方は、敷金家賃3カ月分、連帯保証人2人が必要になります。 ・募集期間中に空家が発生した場合は、市ホームページに追加いたします。

【申し込み・問い合わせ先】 建築住宅課 電話42-2111（内線383・386）

広 告

貴女をキレイにするのが仕事です

clé de peau 専門店化粧品 **マイモト**
COSME DECORTE

個室でのんびり。。。電動マッサージでゆったり。。。 **エステメニュー**

クイックコース 30分 1000円
顔はもちろん、耳、肩までゆったりマッサージ！
時間のない方、初めての方にオススメ！

フルコース 60分 3500円
マッサージ＋吸引＋パックでスペシャルケア！
疲れが溜まって取れない時、特別な日の前に！

営業時間 9:00～18:00 木造有楽町 TEL 42-2118

広 告

キチンとした写真も、カジュアルな写真もモトヤマ写真館におまかせ下さい！

「エンジェルフォト」キャンペーン！

モトヤマ写真館では、3ヶ月～1歳までの
赤ちゃんを無料撮影いたします。
※お写真が欲しい方は、プリント料を別途いただきます。

毎月抽選で1名の赤ちゃんを
エンジェルフォトギャラリー（いちの市）に
掲載いたします！
お電話が店頭にてお申込みください！

モトヤマ写真館 <http://motoshima-studio.com>

ご予約、お問い合わせはこちらまで！
〒038-3145 つがる市木造千代町7
TEL/FAX.0173-42-2651

定期観光バスツアー開始

6月7日(火) から7月3日(日) まで定期観光バスが運行されます。(月曜日運休)

運行コース

- Aコース：ベンセ湿原→道の駅もりた→つがる地球村→日本最古のりんごの樹など
- Bコース：ベンセ湿原→高山稲荷神社→むらおこし拠点館フラット→縄文居住展示資料館カルコなど

定員 1日1便 先着21人

料金 大人 1,500円 小人 1,000円 (中学生以下)

※昼食、施設入館料含みます

ツアー当日の時間

受付 9:30～ 出発10:00 解散15:00

※出発・解散場所は市役所正面玄関です

申込方法

運行日の2日前までに下記へ申し込みしてください

【申し込み・問い合わせ先】

商工観光課 電話42-2111 (内線432・433)



年金情報

未支給年金

年金受給者が受け取るはずだった年金を死亡したことによって配偶者等が請求できる年金

年金を受給している方が死亡した時は「年金受給権者死亡届」が必要です。

年金受給者が死亡したら、亡くなった月の分まで年金を請求することができます。

請求する方がいる場合は市役所市民課年金係、又は弘前年金事務所での手続きをお願いします。

未支給年金を請求できる方の優先順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹です。



【必要な書類】

死亡した受給権者の年金証書	無い場合は証書未添付事由書を記入していただきます
住民票	請求者の世帯全員のもの1通、死亡した方の除票1通
戸籍	死亡した方と請求者との関係を明らかにすることのできる書類（請求者の戸籍謄本、死亡した方の戸籍謄本等）※戸籍謄本・住民票等請求の際は、身分証明書（免許証等）の提示が必要。また請求者が窓口に来られない場合は「委任状」が必要です
預金通帳	請求者の預金通帳（ただし、郵便局での現金受取を希望する場合は不要）
生計同一申立書	住民票上、死亡した受給権者と請求者の住所が異なっている方の場合には民生委員、施設に入居されていた場合は施設長の証明が必要です
死亡届 認印	未支給請求者がいない場合（死亡した受給権者の年金証書、住民票除票）

※未支給年金が支払われるまでにおおむね4カ月ほどかかります。

【ご注意】

- ・事務処理上、亡くなった方の通帳に振り込みされてしまうことがあります。振り込みされてしまいますと返納金が発生する場合がありますので事前に通帳の解約をしてください。
- ・受給権者が厚生年金や共済年金等を受給されていた場合は、手続き窓口が弘前年金事務所や共済組合になります。

学生納付特例制度(学生免除)を受けていた方へ

3月で学生免除を終えられた方は4月から6月まで一般免除を受けることもできます。(所得審査があります) また、4月から厚生年金になった方は本人、又はご家族の方でも結構ですので保険証等、厚生年金加入日の確認ができるものをお持ちのうえ手続きをしてください。

【問い合わせ先】 弘前年金事務所 電話0172-27-1337 市民課 電話42-2111 (内線261・267)

稲垣支所 電話46-2111

車力支所 電話56-2111